

○ 道路運送法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(旅客自動車運送事業に関する権限の委任) 第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」という。)第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一、二十 (略) 二十一 法第二十七条第四項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。) 二十二、三十三 (略) 2、4 (略)</p>	<p>(旅客自動車運送事業に関する権限の委任) 第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」という。)第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一、二十 (同上) 二十一 法第二十七条第三項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。) 二十二、三十三 (同上) 2、4 (同上)</p>